

昭和六十二年法律第六十一号
義肢装具士法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 免許（第三条～第九条）

第三章 試験（第十一条～第三十六条）

第四章 業務等（第三十七条～第四十二条）

第五章 罰則（第四十三条～第四十九条）

附則 第一章 総則（目的）

この法律は、義肢装具士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律で「義肢」とは、上肢又は下肢の全部又は一部に欠損のある者に装着して、その欠損を補てんし、又はその欠損により失われた機能を代替するための器具器械をいう。

この法律で「装具」とは、上肢若しくは下肢の全部若しくは一部又は体幹の機能に障害のある者に装着して、当該機能を回復させ、若しくはその低下を抑制し、又は当該機能を補完するための器具器械をいう。

3 この法律で「義肢装具士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢及び装具の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合（以下「義肢装具の製作適合等」という。）を行うことを業とする者をいう。

第二章 免許（免許）

第三条 義肢装具士になろうとする者は、義肢装具士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者
二 前号に該当する者を除くほか、義肢装具士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

三 心身の障害により義肢装具士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

（義肢装具士名簿）
第五条 厚生労働省に義肢装具士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、義肢装具士名簿に登録することによって行う。

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならぬ。（意見の聴取）

第八条 義肢装具士が第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて義肢装具士の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。（省令への委任）

第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請、義肢装具士名簿の登録、訂正及び消除並びに義肢装具士免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十条 試験は、義肢装具士として必要な知識及び技能について行う。（試験の実施）

第十二条 試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。（義肢装具士試験委員）

第十三条 試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生労働省に義肢装具士試験委員（次項及び次条において「試験委員」という。）を置く。

2 試験委員に關し必要な事項は、政令で定め（不正行為の禁止）る。

（第十三條）試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにならなければならない。

（受験資格）試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

（第十四条）試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができる。

（第十五条）試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができる。

（第十六条）試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。（指定試験機関の指定）

第七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めることができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により文部科学大臣が入学させた者を含む）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、三年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めることにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなぐ、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

1 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

2 前号の試験事務の実施に關する計画の適正化が、試験事務の適正かつ確実な実施のため

3 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

1 申請者が、一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

2 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

3 申請者が、第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

4 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、そ

イの執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しな

<p>ロ 次条第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者</p> <p>(指定試験機関の役員の選任及び解任)</p> <p>第十八条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律に基づく命令又は处分を含む。(この法律に基づく命令又は处分を含む。)若しくは第二十条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。</p> <p>(事業計画の認可等)</p>	
<p>第十九条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び收支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(試験事務規程)</p>	
<p>第二十条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當とみなされたと認めたときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができるもの。</p> <p>(指定試験機関の義肢装具士試験委員)</p>	
<p>第二十一条 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を義務化する。 2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。</p> <p>(指定試験機関の義肢装具士試験委員)</p>	
<p>第二十二条 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。</p> <p>(監督命令)</p>	
<p>第二十三条 指定試験機関は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する監督上必要な命令を下すことができる。</p> <p>(報告)</p>	
<p>第二十七条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要なものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第二十八条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項に定めるものほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第十五条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは、「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは、「前項又は第二十三条第一項」と、第十六条第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。</p> <p>3 前項の規定により読み替えて適用する第十六条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。</p> <p>(秘密保持義務等)</p>	

要な事項は文部科学省令、厚生労働省令で定め
る。

第四章 業務等

第三十七条 義肢装具士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかるわらず、診療の補助として義肢及び装具の装着部位の探型並びに義肢及び装具の身体への適合を行うことを業とすることができる。

前項の規定は、第八条第一項の規定により義肢装具士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

（特定行為の制限）
第三十八条 義肢装具士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める義肢及び装具の装着部位の探型並びに義肢及び装具の身体への適合を行つてはならない。

（他の医療関係者との連携）
第三十九条 義肢装具士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

（秘密を守る義務）
第四十条 義肢装具士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。義肢装具士でなくなつた後においても、同様とする。（名称の使用制限）

第四十一条 義肢装具士でない者は、義肢装具士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。（権限の委任）

第四十二条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
（経過措置）
第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則
第十三条 第十三条规定は第二十二条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第二十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第三十条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第三十八条の規定に違反した者は、六十円以下の罰金に処する。

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第四十七条 第四十条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定により義肢装具士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、義肢装具士の名称を使用したもの

二 第四十一条の規定に違反した者

三 第二十九条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二十九条の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

五 第二十九条第一項の規定による立入り若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

六 第二十九条第一項の規定による立入り若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

七 第二十九条第一項の規定による立入り若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

八 第二十九条第一項の規定による立入り若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

九 第二十九条第一項の規定による立入り若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十 第二十九条第一項の規定による立入り若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十一 第二十九条第一項の規定による立入り若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十二 第二十九条第一項の規定による立入り若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十三 第二十九条第一項の規定による立入り若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十四 第二十九条第一項の規定による立入り若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十五 第二十九条第一項の規定による立入り若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

施行の際現に義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者は、第十四条の規定にかかるわらず、試験を受けることができる。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）
第十三条 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、医師の指示の下に、適法に義肢装具の製作適合等を業として行つている者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、昭和六十八年三月三十一日までは、第十四条の規定にかかるわらず、試験を受けることができる。

一 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者
二 病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、医師の指示の下に、適法に義肢装具の製作適合等を五年以上業として行つた者
三 中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十四条第一号の規定の適用については、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

（政令への委任）
第十五条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第二条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第三条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第四条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第五条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第六条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第七条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第八条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第九条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第十三条 この法律の施行前に法律に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益处分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（施行の際現に義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者は、第十四条の規定にかかるわらず、試験を受けることができる。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）
第十五条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第二条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第三条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第四条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第五条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第六条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第七条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第八条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第九条 平成二年二月二二日法律第一号（平成七年五月二日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 (再免許に係る経過措置)

第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由(以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。)に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。

(罰則に係る経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○五号) 抄 (平成一三年七月一一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

附 則 (平成一三年一二月一二日法律第一五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○五号) 抄 (平成一九年六月二七日法律第五〇

(罰則に係る経過措置)

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この条において同じ。)の規定によつてした処分等の行為及びこの法律の規定によつてした処分等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとす。

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○六号) 抄 (平成一八年六月二日法律第五〇

(施行期日)

第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

○六号) 抄 (平成一九年六月二七日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○六号) 抄 (平成二三年六月二十四日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

○六号) 抄 (平成二六年六月四日法律第五一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

○六号) 抄 (平成二七年六月一四日法律第五二

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

○六号) 抄 (平成二七年六月一四日法律第五三

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

○六号) 抄 (平成二七年六月一四日法律第五四

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

○六号) 抄 (平成二七年六月一四日法律第五五

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

○六号) 抄 (平成二七年六月一四日法律第五六

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○九号) 抄 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○九号) 抄 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○九号) 抄 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によつては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○一號) 抄 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

第一条 附則第五条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○一號) 抄 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)